

介護保険

在宅サービスの利用が増えています

昨年の11月末現在、秋田市の要介護・要支援認定者数は1万4千18人。秋田市の高齢者人口(65歳以上)約7万3千人のほぼ5人に1人が認定を受けていることとなります。このところホームヘルパーやデイサービス、ショートステイなど在宅サービスの利用が増えています。



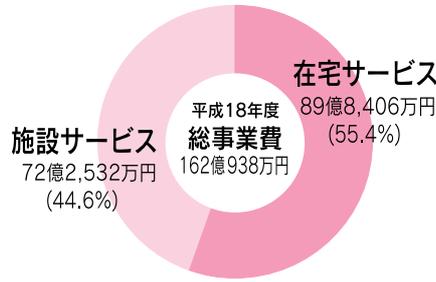
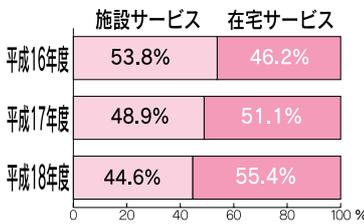
おもな介護サービスの利用件数 (平成18年度 秋田市)

サービスの種類	件数(前年比)	サービスのおもな内容	
在宅サービス	訪問介護	56,599件 (+2,486)	ホームヘルパーが家庭を訪問し、排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの生活援助をします
	訪問入浴介護	2,838件 (+20)	家庭を訪問して入浴の介助を行います
	通所介護 デイサービス	41,754件 (+4,626)	デイサービスセンターに通所して、食事や入浴などができます
	短期入所 ショートステイ	13,474件 (+2,237)	特別養護老人ホームなどへ短期入所します
	福祉用具購入費	992件 (-125)	排せつ、入浴に使う用具などの購入費を支給します
施設サービス	住宅改修費	844件 (-56)	自宅への手すりの取り付けや段差解消などの改修費を支給します
	介護老人福祉施設	863人 (+7)	特別養護老人ホームで、日常生活のお世話、機能訓練、健康管理などを行います
	介護老人保健施設	1,426人 (+27)	老人保健施設で、看護、医学的管理下における介護および機能訓練などを行います
介護療養型医療施設	2人 (-5)	病院・診療所の療養病床などの介護保険適用部分に入院し、療養上の管理、看護などを行います	

施設サービスの件数は、1か月あたりの平均入所者数です

秋田市の介護サービスに使われたお金

総事業費に占める在宅と施設の割合



事業費の半分以上が在宅サービスに

介護サービスに使われたお金は、平成16年度まで、在宅サービスより施設サービスの割合が大きかったのですが、平成17年度から在宅サービスが施設サービスを上回っています(グラフ参照)。これは、平成17年10月の制度改正で、施設の居住費や食費を保険給付の対象外としたことや、在宅サービスであるショートステイやデイサービスの事業所が増加していることなどがおもな要因と考えられます。

40歳〜64歳の保険料も大きな支えに

介護保険は、40歳以上の市民全員で保険料を負担し合い、現在は介護の必要がない人も、将来介護が必要となった時にいつでもサービスを受けられるようにつくられた助け合いの制度です。介護サービスに要する費用は、半分を国・県・市の公費(税金)で負担し、残り半分を第一号被保険者(65歳以上)と第二号被保険者(40歳〜64歳)の保険料で負担しています(グラフ参照)。

介護保険サービスあれこれ

申請窓口

介護・高齢福祉課
☎(866)2069
河辺市民センター 福祉保健班
雄和市民センター 福祉保健班

福祉用具の購入費を支給

県の指定を受けている福祉用具販売業者から、腰掛便座 特殊尿器 入浴補助用具 移動用リフトのつり具の部分 簡易浴槽を購入した場合、年10万円を限度に、購入費の9割を支給します

対象: 要介護(要支援)認定を受けて在宅で生活しているかた

申請: 指定の申請書に、購入した用具のパンフレットと領収書を添付して申請してください

住宅改修費を支給

現在住んでいる(住民票のある)住宅に、手すりの取り付け 段差の解消 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 引き戸などへの扉の取り替え 洋式便器などへの便器の取り替えの工事を行った場合、改修費の9割(上限18万円)を支給します

対象: 要介護(要支援)認定を受けているかた

申請: 必ず工事前にケアマネジャーか介護・高齢福祉課にご相談ください



気軽に遊びに来てね

小規模多機能型
居宅介護事業所

和ごや家

下北手松崎



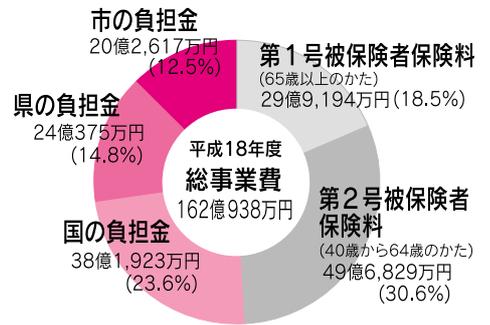
昨年11月にオープンし、デイサービスを中心に、訪問や宿泊サービスを行っています。利用者は21人。高齢者が、生活環境を変えずに地元で長く過ごせるよう、お手伝いをしています。



和ごや家を利用している
菅原 栄子さん
(下北手)

夫と2人で宿泊サービスを利用していますが、自宅が近くにあるので、安心して過ごせます。ここでは、昔話や洋服の話など、他愛もない会話をするのが楽しみです。

秋田市の介護サービス事業費の負担割合



照。第二号被保険者から納めていた
だいている保険料が3割を占め、介
護保険を運営していく大きな支えと
なっています。

インターネットで 事業者の情報公表

「(財)秋田県長寿社会振興財団」の
ホームページでは、利用者が適切に
介護サービス事業者を選択できるよ
うに、各事業者のさまざまな情報を
公表しています。市内にある事業者
の比較ができますので、ご家族や介
護支援専門員と一緒に事業者を選択
する時など、ぜひご利用ください。

ホームページは「秋田県長寿社会
振興財団」で検索 問い合わせは秋
田県長寿社会振興財団指定情報公表
センター ☎(829)3777

介護用品を支給

紙おむつ 尿取りパッド 清拭
剤 ドライシャンプー 使い捨て手
袋を月5千円分まで現物支給します
対象：平成19年4月1日時点で、市
民税非課税世帯で、要介護4か5の
高齢者を自宅で介護しているご家族
申請：支給を受けたい月の前月7日
までに申請してください

介護慰労金を支給

入院期間や1週間以内のショート
ステイ利用期間を除き、1年間介護
保険サービスを利用しなかった場合、
年間10万円の慰労金を支給します
対象：市民税非課税世帯で要介護4
か5の高齢者を自宅で介護している
ご家族
申請：介護サービスの利用がなかつ
た1年が経過した後、3か月以内に
申請してください

税の控除が受けられる 障害者控除対象者認定書を交付

要介護(要支援)の認定を受けている65歳以上のかた昭和18年1
月1日以前生まれは、認知症や老化などで障害者に準ずると認
められると「障害者控除対象者認定書」が交付され、市・県民税
や所得税の申告のときに障害者控除を受けることができます。

認定書の申請は、控除を受けようとするかたの印鑑(扶養親
族などが申請する場合はそのかたの印鑑も)を持って、介護・
高齢福祉課、河辺市民センター、雄和市民センターへどうぞ
(申請書は秋田市ホームページからも入手できます)。

各種障害者手帳をお持ちのかたは申請の必要はありません